駐車監視員活動ガイドライン

(平成21年7月1日策定)

重占時間出

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車 両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が 必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の 確認等を実施する。

重点路線

重点地

域

◎ 最重点路線

哈水(区间)	主 二 时间 市
国道157号(南町交差点~有松交差点の間)	9時~18時
◎ 重点路線	

路線(区間)	重点時間帯
犀川大通り(笠舞3丁目交差点~涌波2丁目南交差点の間)	9時~18時

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
片町、香林坊、竪町、柿木畠商店街周辺	9時~18時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
兼六園周辺	9時~18時
金沢市役所、金沢21世紀美術館周辺	9時~18時
本多の森ホール、県立歴史博物館周辺	9時~18時
小立野通り(石引、宝町等)周辺	9時~18時
犀川大通り(池田町、新竪町、幸町、菊川)周辺	9時~18時
本多通り(広坂、本多町、茨木町)周辺	9時~18時
兼六大通り(兼六元町、小将町、横山町、扇町、天神町、 暁町)周辺	9時~18時
弥生、泉、寺町、泉野、泉が丘周辺	9時~18時

石川県金沢中警察署